

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
次期学習指導要領等に向けた審議のまとめに対する意見

公益社団法人 全国学校栄養士協議会
会 長 長島 美保子

全国の栄養教諭等で組織する本協議会の立場から意見を述べさせていただきます。
近年、世帯構造やライフスタイルの多様化、様々な価値観に伴う生活状況の変化などにより、児童生徒も健全な食生活を送ることが困難な状況が増えております。

また、食に関する健康課題を有する児童生徒も増加傾向にあり、偏食、肥満・痩身、食物アレルギー等に加え、発達障害・知的障害・運動機能障害・感覚情報処理困難・摂食・嚥下機能困難などを有するケースもあり、児童生徒が抱える様々な食に関する健康課題に対応することも増えてきました。これらは、学級担任だけでは対応仕切れない困難な場合が多く、栄養学等の専門的知見を有する栄養教諭が適切に関わり、養護教諭や関係医療機関等との連携のもと、該当児童生徒や保護者への適切な指導助言を行い、改善を目指すことが求められています。

成長期の偏った栄養摂取や不規則な食生活は、児童生徒の生涯にわたる健康に大きく影響することから、正しい知識を身に付け、健康的な生活習慣を体得し実践することが必要だと考えます。

今回の学習指導要領改訂では、多様な子供たちの深い学びを確かなものにするための基盤となる考え方が示されており、特に変化が激しく不確実性の高まる社会にあって、人生100年時代に向かう児童生徒に、「自ら自分の人生のかじ取りをする力」を身に付けさせようという教育の願い・方向性に深く賛同します。

人が生きていくためには、「食」は最も重要不可欠のものであり、義務教育段階で食育を通して児童生徒に「命をつなぐ食を営む力」と健やかな心身をしっかり身に付けさせることが、将来予測不能な事態に直面した時、その事態を力強く切り開いていく原動力になるものと確信しています。

学校における食育の更なる充実と、中核を担う栄養教諭の位置づけにより、誰一人取り残すことなく全ての子供たちに、一定水準の食育が行われるよう、次期学習指導要領に大きな期待をもって、下記項目により意見を述べます。

1. 次期学習指導要領において、学校における食育の更なる充実を図っていただきたい。

現行学習指導要領総則では、「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健・体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、

各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と明記されており、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、学校教育活動全体を通して、配慮することと示されています。

児童生徒が自らの生活を見直し、知識を体得して判断し、主体的に行動に移すことができる資質・能力を身に付ける上で、食育は重要な学びの場面となります。

次期学習指導要領においても、「食育」の学びの深化が生きる力の確実な礎となるよう、関連各教科等との連携及び学校教育活動全体で取り組むことの大切さを示していただきたいと思います。

2. 関連教科等における「食に関する指導」に栄養教諭の連携と活用を。

食に関する指導は、次期学習指導要領の基盤となる3つの方向性(①主体的・対話的で深い学び②多様性の包摂③実現可能性の確保)を踏まえた重要な教育活動です。食は、各教科等の学習内容に幅広く関連しており、学校における食育は特定の教科等に位置付けられるものではないが、カリキュラムマネジメントによる教科等横断的な視点に立った学習で教育的効果を目指しています。

しかしながら現状では、食育は、定められた教科書に基づく授業ではないため、栄養教諭等のマンパワーや管理職や教職員の理解や意識の違い及び置かれている環境等により、取り組み内容や児童生徒の食育を受ける機会に格差が生じている現状があります。

食に関する知識に基づき、食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践することができる児童生徒の育成を目指して、全国一律のすべての子供たちに同等水準の食育が行われるためには、学習指導要領や各教科等の解説において、食に関して栄養教諭との連携及び活用について示していただきますようお願いします。

3. 食に関する指導と関連の深い教科領域等について～資質能力の構造化(1)領域等の在り方について～

食育は教科等横断的な取組であり、多くの教科にわたった取り組みをしているところですが、栄養教諭の専門性に基づく連携により、教育的効果が高まるとされる「家庭科」と「特別活動」について述べます。

この度の審議のまとめにおいて、領域の整理がされ、小学校から高等学校まで発達段階を通じて取り組む内容が明確に示されており、系統性・体系性において理解が容易になり、有難く思いました。

家庭科では、A 領域から E(F) 領域までの内容の整理により、各領域の関連性及び小・中・高等学校を通じた系統性・体系性についてもイメージしやすくなっております。栄養教諭が連携することのできる食生活は C 領域となっており、小・中・高等学校を通

してゴールをどこに置くか、見通しをもった指導を展開することができると思います。

この C 領域「食生活」においては、栄養教諭が専門性に基づき取り組むことが可能な分野であり、栄養教諭が家庭科担任等と適切な連携を図り、積極的に授業参画ができるよう示していただければ有難く思います。

次に、特別活動の学級活動(2)「日常生活における自己の成長と健康安全」については、審議のまとめにおいて、小学校・中学校とも「エ 学校給食と食育」と示されています。特別活動の時間に行う食に関する指導は、児童生徒自らが食を通して日常の自己の課題に気付き、具体的な目標を立てて改善に向かい取り組むという実践的な活動につながります。望ましい食習慣や食生活を実現しようとする態度を養う上で、身近で具体性のある授業展開ができます。従来からの6つの食育の視点(*)を踏まえつつ、給食の時間や各教科等における食に関する指導と相互に関連付けて指導を行うことで成果が得られると思います。

エの内容においては、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に担っている栄養教諭と学級担任等が連携することにより、児童生徒の豊かで深い学びにつなげることができると考えます。(※ 食に関する指導の手引き—文部科学省 平成31年 3月)

4. 調整授業時数制度を活用した新設教科への願い

この度の調整授業時数制度では、学校の裁量的な時間として、柔軟な教育課程が編成できることに期待感をもちました。「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程」の必要性和基本的な方策において、多様な他者とともに学ぶ「学校」という社会の中で、個々の児童生徒が民主的で持続可能な社会の担い手として育っていく事を目指す新設教科の考え方に賛同します。各学校における教育目標を具現化するとき、補うべき内容を盛り込んだ、豊かで楽しい教育プログラムが展開できると期待します。

食育は学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒のすべての活動の原動力である食と健康について学ぶ自己実現可能な領域であると思います。

また、食育では、児童生徒の実態を踏まえて、児童生徒個々の特性や実態に応じた身近な学習支援を行うことで、食育で目指す資質能力の育成に資するという効果的な取組となります。生み出された余白の時間の新設教科では、各学校で取り込まれる個性的で魅力的な授業内容において、食と健康にかかる食育の実践事例が寄せられることを願うとともに、新教科において、児童生徒の「生きる力」の基盤となる食に関する指導の内容が包含され、栄養教諭が他の教員と連携して取り組む機会の増えることを期待します。